

マイナンバー通信 (その5)

「マイナンバーの安心・安全の確保」

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の手續のために、国や地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険者などに提供するものです。こうした法律で定められた目的以外にむやみに他人にマイナンバーを提

個人情報の安心・安全を確保します

マイナンバー導入の検討段階で、個人情報が外部に漏れるのではないかと、他人のマイナンバーでなりすましが起こるのではないかと、といった懸念の声がありました。そこで、マイナンバーを安心・安全にご利用いただくために、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置を講じています。

制度面では、法律に規定があるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管したりすることを禁止しています。また、特定個人情報保護委員会という第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているかを監視・監督を行います。さらに法律に違反した場合は、従来より厳しい罰則が課せられます。

システム面では、個人情報を一元管理するのではなく、従来どおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、行政機関同士で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わないようにしたり、システムにアクセスできる人を制限したり、通信する場合は暗号化を行います。

このように個人情報の保護に

関して、さまざまな措置を講じて安心・安全を確保しています。お問い合わせ

通知カードを受け取った皆さんも注意が必要です

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得にご注意ください！

・マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手續で、国や市町村などが、口座情報などの個人の情報を聞いたり、お金を要求したりすることは一切ありません。

こうした内容の電話や手紙、訪問には応じないでください。

・電話、手紙、訪問などにより、マイナンバーの安全管理対応の困難などを過度に誇張した商品販売や不正な勧誘などには十分注意してください。

・「あなたの名前やマイナンバーを貸してほしい」といった依頼は詐欺の口です。こうした口で、人を欺くなどして、他人のマイナンバーを取得することは法律により罰せられます。

なお、不正な提供依頼を受けて自分のマイナンバーを他人に教えることも、刑事責任を問われることはありません。

「マイナンバー総合フリーダイヤル」が開設されました

☎ 0120-95-0178 (無料)

一部IP電話等で右記ダイヤルに繋がらない場合(有料)

【制度に関すること】
☎ 050-3816-9405

【通知カード・個人番号カードに関すること】
☎ 050-3818-1250

平日
9時30分～22時00分

土日祝日
9時30分～17時30分

(年末年始12月29日～1月3日を除く)

ホームページ(内閣官房)
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

◆マイナンバー通信は今回で終了ですが、新たな情報がありましたら広報等でお知らせいたします。

問 政策課 ☎ 内線257
町民課 ☎ 内線272

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の手續のために行政機関等に提供する場合を除き、むやみに他人に提供することはできません。



- ・マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の手續のために、国や地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険者などに提供します。
- ・他人のマイナンバーを不正に入手することや、他人のマイナンバーを取り扱う者がマイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを不当に提供することは、処罰の対象となります。

